

# 樟葉SSCサッカークラブ 規約

## 第1条（名称）

- 1、本会は、名称を「樟葉SSCサッカークラブ」と称する。
- 2、本会は「太陽スポーツ少年団」(SSC)に所属し、その会則を遵守する。  
(但し、当該会則と本規約との間に齟齬がある場合は、本規約を優先させるが、当該会則との整合性を事前・事後に可能な限りとする努力をすること)

## 第2条（目的、目標）

### 【 目的 】

クリエイティブで逞しく、素直で負けず嫌いな選手の基礎づくり。

(心・技・体トータルでの成長を見る)

礼儀正しく協調性にすぐれたよりよき社会人に育つ事を目指し、合わせて基礎体力の向上、スキルを磨き、世界に通ずる選手の育成を究極の目標とする。

生涯スポーツとして子供達にサッカーの楽しさを伝え、地域スポーツへの貢献、当クラブを育成発展させる事を目的とする。

### 【 目標 】

- 1、あいさつは大きな声でしっかりできる。
- 2、サッカーを一生懸命に楽しむ。
- 3、仲間意識、一体感を大切にする(チームプレーの楽しさと素晴らしさを伝える)
- 4、サッカーを楽しむ為、勉強もしっかりする！

## 第3条(事業)

本会は第2条を達成する為に次の事を行う。

- 1、本会の諸事情
  - 1) 定期練習の実施： 詳細は別途定める。
  - 2) 公式試合、その他の試合の実施と参加： 別途、コーチ会で決定する。
  - 3) 夏期合宿・野外活動の実施： 別途、実施を含めて保護者役員会、コーチ役員会で決定する(場合により総会で事前・事後承認)
- 2、保護者相互の親睦
- 3、連絡事務及び懇談
- 4、基金の管理
- 5、その他、クラブの目的達成に必要な事業

#### **第4条(構成)**

本会は部員、保護者会(部員の全ての保護者)、コーチ会(全てのコーチ)で構成する。

#### **第5条(運営)**

総会は年1回 3月に開催するものとする。

但し必要のある場合には随時開催する事が出来る。

総会は、保護者会、コーチ会より成る最高決議機関であり、過半数をもって決議する。

(本規約の改廃は後述)

総会においては、事前事後に保護者役員会、コーチ役員会は別途事前協議等を実施して、会の運営がスムーズに行えるようできるだけ努力する。

保護者会は5月、12月に召集する。

コーチ会は2~3ヶ月に1回召集する

#### **第6条(役員)**

##### **【 保護者役員 】**

- 1、部長 1名(原則として、6年生の保護者)
- 2、副部長1名(原則として、6年生の保護者)
- 3、会計1名(原則として、5年生の保護者で翌年は監査に回ります。)
- 4、会計監査1名(同クラブでの会計経験者)
- 5、書記 1名(原則として、6年生の保護者)
- 6、運営委員 (学年ごとの保護者代表)
- 7、上記メンバーで父母役員会を構成する。

##### **【 コーチ役員 】**

- 1、代表1名
- 2、副代表1名
- 3、正コーチ2名
- 4、準コーチ(お父さんコーチ)1名
- 5、上記メンバーでコーチ役員会を構成する。

#### **第7条(任務)**

##### **【 保護者会 】**

- 1、保護者会は、部員の保護者としての立場で、本規約、特に第2条、第3条等がスムーズに行えるように努力する。
- 2、会長は会務を総括し、本会を代表する。
- 3、副会長は会長を補佐し、会長業務に支障が生じた場合、その業務を代行する。
- 4、会計は会計業務を行う。

- 5、会計監査は会計監査業務を行う。
- 6、書記は議事録(総会)、名簿管理、スケジュールの掲示を行う
- 7、運営委員は諸事業の補佐をする。

#### 【 コーチ会 】

- 1、コーチ会は、部員の指導者としての立場で、本規約、特に第2条、第3条等がスムーズに行えるように努力する。
- 2、代表は会務を総括し、本会を代表する。
- 3、副代表は代表を補佐し、代表業務に支障が生じた場合、その業務を代行する。
- 4、コーチ(代表、副代表、正コーチ、準コーチ)はコーチ会を組織し、資質の向上に努める

#### 第8条(任期)

保護者役員、コーチ役員の任期は1年とし留任意を妨げない。

#### 第9条(部費、会計報告)

- 1、部員は部費を毎月納入する。
- 2、会計は部費を管理する。
- 3、会計は会計監査により、監査を受けなければならない。
- 4、9月と3月の年2回、代表、部長への会計監査報告を行う。
- 5、会計事務について不正の事実が発見したとき、代表、保護者会三役に報告し決議すること。  
また、これを報告するため、総会の必要があると認めるときは、総会の招集をすること。
- 6、本会、会計年度は毎年3月1日～翌年2月末日迄とし、部員の家庭へ会計報告ならびに会計監査報告をする。

#### 第10条(収入費の運用細則)

- 1、部費・助成金・寄付金等の収入は、部の運営及び部員の親睦の為に使用する。
- 2、基本的にコーチはボランティア(無報酬:選手の成長を見られるのがコーチのメリット「報酬」です)で、以下は原則として自前(自費)で準備する。  
《個人のトレーニングウェア、シューズ、ボール、備品、その他》
- 2、コーチのスポーツ関連保険、明らかにクラブの運営に必要な経費(事務、通信費等)は保護者会三役のいずれかの承認のもと、部費より支払う。  
(総会で事後事前承認;予算化)
- 4、審判資格取得に関連する費用(受験費用、登録・維持費等)は部費より支払う。  
(総会で事後事前承認;予算化)
- 5、コーチ資格(C級、D級等)の取得に関連する費用(受験費用、登録・維持費等)は部費より支払う。  
(総会で事後事前承認;予算化)

6、コーチに関係する以下の費用については、2. 項の原則を考慮した上で、保護者会三役の承認のもとに部費より支払う、或いは補助することができる。

(総会で事後事前承認; 予算化)

部行事の食費(練習、試合、その他イベント等)、遠征、合宿、部ユニフォーム、  
コーチへの謝礼等

### **第11条(クラブ及び事故・ケガ等のアクシデント)**

第4条に規定する会員は練習中、試合中及び行き帰りの道中に発生した事故、ケガ等については本人が加入するスポーツ障害保険の定める範囲内で処理するものとし、部員、代表者、コーチ、保護者には一切の責任を問わない事とする。

### **第12条(細則)**

- 1、入部時に当月の部費、スポーツ障害保険料(年間)子供800円を徴収する。  
(部員は自己負担にてスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。)
- 2、日本サッカー協会選手登録費は、その年代で登録する場合のみ徴収する。  
(加入手続きについては、コーチ役員会が一括して行う事とする。)
- 3、本規約に定められていない詳細な事項については、コーチ会規約、保護者会規約等により定めることができる。但し、本規約に対して矛盾する事項については本規約が優先する。

### **第13条(入部と退部)**

#### **【 入部 】**

保護者の承諾を得た小学1年から6年生迄のサッカーを愛好する者。

その認定については保護者会三役、コーチ役員会が認めた者。

#### **【 退部 】**

保護者と本人の申し出により可能であるが、原則保護者会三役コーチ会役員の承認を得る必要がある。また当クラブに著しく迷惑を掛ける行動をした者等については、総会の議を経て退部させる事ができる。なおその場合は納入金等の返金を行わないものとする。

#### **【 休部 】**

休部しようとする時は、保護者と本人の申し出によりコーチ会役員が認めた場合に休部する事ができる。

### **第14条(規約改正)**

本規約は、総会を開き出席者の3分の2以上の賛同により改定できる。